松浦市監査委員公表第2号

監査の結果に基づく措置状況の報告があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号) 第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年4月26日

松浦市監査委員 丸田 久永 松浦市監査委員 鈴立 靖幸

措置状況(令和4年度前期)

指摘事項等	講じた措置
(3)その他の事務 (公印関係) 【指摘事項】 松浦市公印規則別表第1では、副市長印の保管者 は副市長となっているが、総務課長が保管していた。 (総務課)	副市長印の保管者を総務課長とする公印規則の一部を改正 する規則を令和4年12月27日付けで公布しました。
(認可地縁団体関係) 【指摘事項】 地縁団体に関することについて、松浦市行政組織 規則別表第2には福島支所及び鷹島支所の分掌事 務として定められていないが、地縁団体台帳及び関 係書類は両支所で管理されていた。(総務課)	両支所の分掌事務に「地縁団体に関すること。」を追加した行政組織規則の一部を改正する規則を令和4年12月27日付けで公布しました。
(公用車管理関係) 【指摘事項】 前回の定期監査において、現状の使用許可等が松 浦市庁用自動車管理規程で定める取扱いと異なるも のがあったため、規程の見直しを行うよう指摘してい たが、見直しが行われていなかった。(会計課)	12月定例会前の例規審査委員会を経て規程の見直しを行い、 令和4年12月27日付けで告示いたしました。